

きょうとうけんいき

峡東圏域

地域生活支援拠点等について

山梨市・笛吹市・甲州市

平成30年11月



平成29年3月 日本農業遺産認定 「盆地に適応した山梨の複合的果樹システム」 (農林水産省HPより)



1. 圏域の基本情報

山梨県峡東圏域

(山梨市・笛吹市・甲州市)

面的整備型



峡東圏域の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点

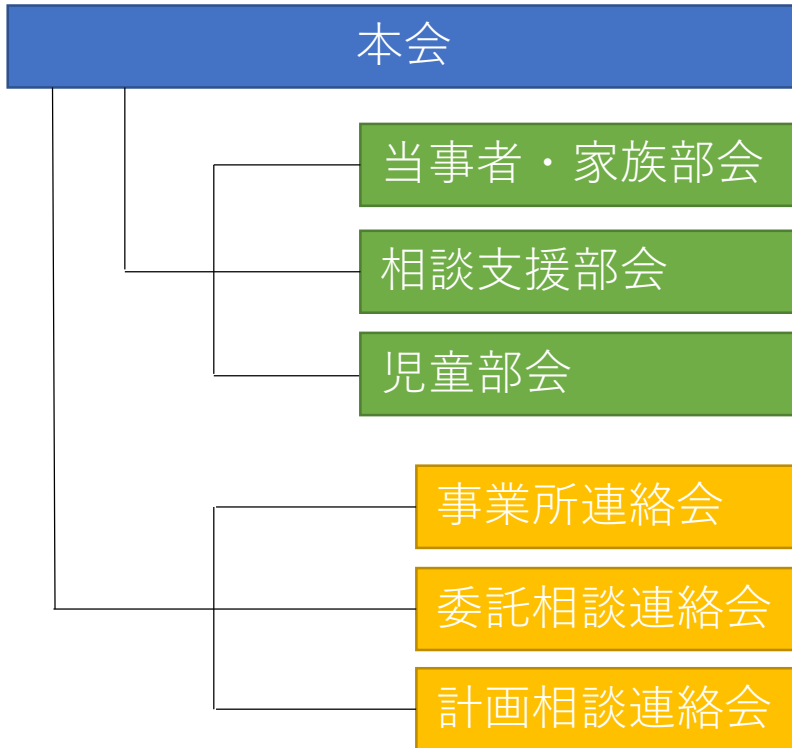
- 3市共通の課題を中心とした共通の基盤を整備
- 法令、厚生労働科学研究等の根拠に基づく整備
- “見える化”と“支援力向上”による困難事例の減少を目標
- 障害福祉サービスと事業の一体的な整備
- 官民協働による多様な運営主体の参画を促す基盤整備
- 緊急時の意思決定支援・権利擁護の確保
- 公平・公正なサービス利用環境の整備
- 「やること」と「やらないこと」の明確化
- 会議や書類作成等の“時間”のコストを削減
- 将来のICT化を踏まえたデータ・モデリング

1-1.当該市町村・圏域の基本情報

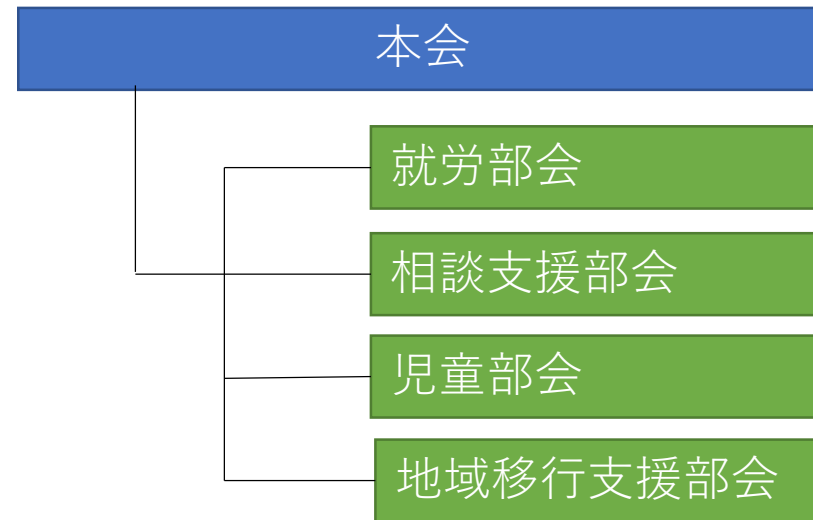
人口 (平成30年4月1日現在)	137,220人 山梨市 35,207人 笛吹市 69,861人 甲州市 32,152人		
障害者の状況 (平成30年4月1日現在)	身体障害者手帳所持者 6,597人	療育手帳所持者 1,085人	
	山梨市 1,544人	山梨市 285人	
	笛吹市 3,413人	笛吹市 539人	
	甲州市 1,640人	甲州市 261人	
	精神障害者保健福祉手帳所持者 1,268人		
	山梨市 414人	笛吹市 574人	甲州市 280人
	障害者の全体数は概して微増、年度で多少変動はあるものの、大きな変化はない。療育手帳、精神保健福祉手帳所持者は増えている。		
実施主体	山梨市、笛吹市、甲州市		
圏内市町村の相談支援事業所	基幹相談支援センター 3市に設置 委託相談支援事業所 山梨市 2 笛吹市 3 相談支援事業所 山梨市 5 笛吹市 4 甲州市 5 (1休止)		
自立支援協議会	山梨市、笛吹市、甲州市 各市に設置		

1-2.協議会の状況

• 笛吹市



• 山梨市



• 甲州市





2. 地域生活支援拠点等の整備にあ たってのプロセス

2 - 1.地域生活支援拠点の整備にあたっての検討前の状況

- 圏域における事業所連絡会の開催
 - グループホーム等の居住系事業所
 - 児童発達支援等の児童
 - 日中活動系事業所
- 「親なき後」の1人暮らしの身体・知的・精神障害者の増加
 - 重度訪問介護の支給決定率が高い
 - 行動援護の支給決定率が高い
 - 成年後見利用支援事業・法人後見等の件数の増加
- 平成17年から、圏域で取り組むことが効果的な事業・事務については、3市共通の基盤を整備してきた。
 - 峡東圏域福祉有償運送運営協議会
 - 移動支援事業、日中一時支援事業等の地域生活支援事業の共通化
 - 地域活動支援センターの相互利用協定
 - 精神障害者地域移行体制支援事業（旧退院促進支援事業、H29年度まで）
 - 指定特定相談支援事業所等の集団指導

2-2.協議会の活用、関係者への研修、説明会開催等

- 協議会等の活用
 - 3市の地域自立支援協議会での検討結果を基に3市で協議。
 - 圏域の事業所連絡会での意見聴取。
- 関係者への研修
 - 3市の基幹相談支援センターを中心にBehavior Support Plan : Why Develop Good Quality Plans (©State of Victoria, Department of Health and Human Services April, 2017)を元に、峡東版行動支援計画について検討。
 - 事業所連絡会において、事業所向けに地域生活支援拠点の研修を開催
- 説明会開催
 - 平成30年9月27日3市合同で、峡東圏域地域生活支援拠点に関する説明会を開催。地域生活支援拠点を担う事業所を公募。

2-3.地域生活拠点の検討を開始したきっかけ、開始時期、整備方針

- 面的な体制
 - 第4期障害福祉計画の策定（3市協議）
 - 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業の報告
 - 平成30年度障害福祉サービス報酬改定（拠点に関する加算の新設）
- 検討開始時期
 - 3市すべてに基幹相談支援センターが設置
 - 平成28年7月に地域生活支援拠点等整備推進モデル事業報告書が公開
 - 平成30年度障害福祉サービス報酬改定（平成30年5月）
- 整備方針
 - 地域生活支援拠点等の整備促進について（障障発第0707第1号平成29年7月7日通知）
 - 障害者の地域生活支援を推進するシステムとそのシステムを機能させる条件に関する考察（平成26年度厚生労働科学特別研究事業 平成27年4月報告）
 - Behavior Support Plan : Why Develop Good Quality Plans (©State of Victoria, Department of Health and Human Services April, 2017)

2 - 4 .地域生活支援拠点の機能、実施方法

- 機能（要綱）
 - 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能
 - 体験の機会の提供を通じて、障害者等が自ら選択した場所に居住し、又は障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における支援を整備する機能
- 定義(要綱)
 - 緊急時：日常生活及び社会生活の維持又は継続が困難な状況
- 実施方法（要綱）
 - 地域レベルの取組
 - (1) 緊急時相談支援体制整備事業
 - (2) 障害福祉サービス等体験利用体制整備事業
 - (3) 専門的人材の養成及び確保事業
 - (4) その他、地域生活支援拠点に関する事業
 - 制度
 - (1) 地域生活支援拠点等相談強化加算
 - (2) 地域体制強化共同支援加算
 - (3) 体験利用支援加算、体験利用加算、体験宿泊加算 など

2-5.地域生活支援拠点としての事業の具体的な実施手順

- (1) 運営規程に地域生活支援拠点であることを明記
 - 5つの機能のうち、何を担うかを明記する（複数可）
 - ※法人単位ではなく、事業単位であることに留意
 - ※明記した機能でなくても、加算の請求は可能であることに留意
- (2) 指定権者に運営規程の変更届を提出
 - ① 峡東圏域のいずれかの市と事前協議
 - ② 一般相談支援事業、障害福祉サービス事業は、県に提出
 - ③ 指定特定相談支援事業は、市に届出
 - ※届出の写しをいずれかの市に提出
- (3) 3市で「地域生活支援拠点」の指定状況を共有
 - ① 地域生活支援拠点の事業所名簿に登載
 - ② 地域生活支援拠点であることをHPやパンフレットで周知

2-6.地域生活支援拠点としての「運営規程」

- (1) 地域生活支援拠点の「機能」を要綱で明確に定義
 - ①相談
 - ②緊急時の受け入れ及び対応
 - ③体験の機会又は場
 - ④専門的人材の養成及び確保
 - ⑤地域の体制づくり
- (2) 地域生活支援拠点の「運営規程」

運営規程「その他運営に関する重要事項」

・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。

※例 「地域生活支援拠点として、次の機能を担う。」と記載。

2-7. 市と基幹相談支援センターが行うこと


- (1) 事業
 - ①緊急時相談支援体制整備事業
 - ②障害福祉サービス等体験利用体制整備事業
 - ③専門的人材の養成及び確保事業
- (2) 会議
 - ①全体会議（年1回：一般市民対象、どなたでも参加が可能）
 - ②定例会議（年数回：地域生活支援拠点を構成する事業所）
 - ③推進会議（年数回：事務局、実施方針・計画の策定等）

2-8. 地域生活支援拠点で行わないこと

- (1) 医療的ケア児に対する支援体制の充実
 - ①関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置
 - ②医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ①圏域ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置
 - ②市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置

2-9. 地域生活支援拠点であることの利点

- (1) 地域に貢献する事業所であることの明確化
 - ①一般市民に対して「地域生活支援拠点」であることを周知
 - ②公平・公正な事業所であることの周知
 - ③連携・ネットワークに積極的であることの周知
- (2) 地域生活支援拠点としての加算の請求が可能
 - ①運営規程に記載がない機能の加算も請求が可能（参画しやすい）
 - ②経験の蓄積を経て専門性が向上した上で新たな機能の実施も可能
- (3) 社会資源の情報共有を容易に（予定）
 - ①地域のニーズを把握しやすい
 - ②利用者とサービスの適正なマッチングを図りやすい
 - ③相談支援との連携を容易に



3. 地域生活支援拠点等の必要な機能 の具体的内容

3-1. 3つの事業と5つの機能

- (1) 事業（地域レベルの取組）
 - ①緊急時相談支援体制整備事業
 - ②障害福祉サービス等体験利用体制整備事業
 - ③専門的人材の養成及び確保事業
- (2) 機能（制度）
 - ①相談
 - ②緊急時の受け入れ及び対応
 - ③体験の機会又は場
 - ④専門的人材の養成及び確保
 - ⑤地域の体制づくり

3-2-1 緊急時相談支援体制整備事業

- (1) 基幹相談支援センターの連携
 - ①緊急時における共通のアセスメント手法（行動支援計画）の整備
 - ②180日以上短期入所についての協議
 - ③行方不明者の情報共有及び捜索支援
- (2) 措置の適正な実施
 - ①措置の運用についての協議
 - ②障害福祉サービス事業所とのモデル委託契約の検討
- (3) 会議等を通じた事業所との連絡、調整及び情報提供

3-2-2 障害福祉サービス等体験利用体制整備事業

- (1) 就労継続支援B型のアセスメントの実施
 - ①適正かつ標準的なアセスメント手法の検討
 - ②特別支援学校等との協議、調整（高等部1年次～）
 - ③公平・公正な事業所利用の仕組み作り
- (2) 会議等を通じた事業所との連絡、調整及び情報提供
- (3) 利用希望者、家族等への周知、情報提供

3 - 2 - 3 専門的人材の養成及び確保事業

- (1) 障害児通所支援の質の向上
 - ①新任職員の研修の実施
- (2) 事業所におけるキャリアパス整備支援
 - ①事業所研修の相互開催の推進
 - ②権利擁護の視点の徹底
- (3) 会議等を通じた事業所との連絡、調整及び情報提供

3-3-1 機能1：相談

- (1) 緊急時相談支援体制整備事業を実施する。
 - 緊急時に行う相談支援の体制整備へ協力する。
- (2) 定例会議に参画する（年に数回）。
 - 峡東圏域の障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な地域生活支援拠点の機能及びその運営状況に対する評価並びに支援体制の改善等の提言を行う。
- (3) 個別調整会議の開催（加算対象）
 - 地域体制強化共同支援加算の算定の対象となる在宅での療養上必要な説明及び指導を行う。

3-3-2 機能2：緊急時の受け入れ及び対応

- (1) 緊急時相談支援体制整備事業を実施する。
 - 緊急時に行う相談支援の体制整備へ協力する。
- (2) 定例会議に参画する（年に数回）。
 - 峡東圏域の障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な地域生活支援拠点の機能及びその運営状況に対する評価並びに支援体制の改善等の提言を行う。

3-3-3 機能3：体験の機会及び場

- (1) 障害福祉サービス等体験利用体制整備事業
 - 指定障害福祉サービス事業所が行う体験利用についての連絡、調整及び情報提供を行う事業に協力する。
- (2) 定例会議に参画する（年に数回）。
 - 峡東圏域の障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な地域生活支援拠点の機能及びその運営状況に対する評価並びに支援体制の改善等の提言を行う。

3-3-4 機能4：専門的人材の養成及び確保

- (1) 専門的人材の養成及び確保事業
 - 「地域生活支援拠点」を構成する事業所間で共同で実施する。
 - ①障害福祉サービス等に従事する職員の処遇改善等により職場環境の改善を行う事業（キャリアパス等の整備を図る。）
 - ②権利擁護の視点を含めた職員への研修を充実する事業
- (2) 定例会議に参画する（年に数回）。
 - 峡東圏域の障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な地域生活支援拠点の機能及びその運営状況に対する評価並びに支援体制の改善等の提言を行う。

3-3-5 機能5：地域の体制づくり

- (1) 全体会議に参画する（年に1回）
 - 地域生活支援拠点全体の実施方針、実施計画及び実績について報告並びに協議を行う。
- (2) 定例会議に参画する（年に数回）。
 - 峡東圏域の障害者等の実態把握、障害者等の支援に係る地域資源の評価、必要な地域生活支援拠点の機能及びその運営状況に対する評価並びに支援体制の改善等の提言を行う。

峡東圏域地域生活支援拠点のフレームワーク

障害福祉サービス事業所

5つの機能

地域づくり

専門的人材の養成及び確保

体験の機会及び場

緊急時の受け入れ及び対応

相談

市・基幹相談支援センター

3つの事業

緊急時相談支援体制整備事業

障害福祉サービス等体験利用体制整備事業


専門的人材の養成及び確保事業

圏域
コーディネーター

推進会議

定例会議

全体会議



4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

4 - 1 具体的な事例（実施してからは実績なし）

- (1) 地域生活支援拠点等の好事例集（平成30年3月）
 - 好事例集に掲載の、具体的な活用事例28事例を分析
 - 峡東圏域では、地域生活支援拠点を実施していなくても、同様の事例については、支援実績があることを確認。
 - 拠点の届出以前に、地域生活支援拠点等相談強化加算の算定が可能な事例あり。
- (2) 障害者の地域生活支援を推進するシステムとそのシステムを機能させる条件に関する考察（平成26年度厚生労働科学研究）
 - 事業所アンケート調査等から、峡東圏域でも年数件の緊急対応があることを確認。これは、厚労科研の対象圏域とほぼ同数の対応。
 - 対象者像 ○行動障害を持ち、○行動援護区分の得点が高く（8～10以上）○障害支援区分4以上であり、○親の機能に課題（ひとり親、高齢等）があり、○障害理解がすすんでいない家庭で、○本人の支援ニーズを満たせず、○介護力が低い 世帯

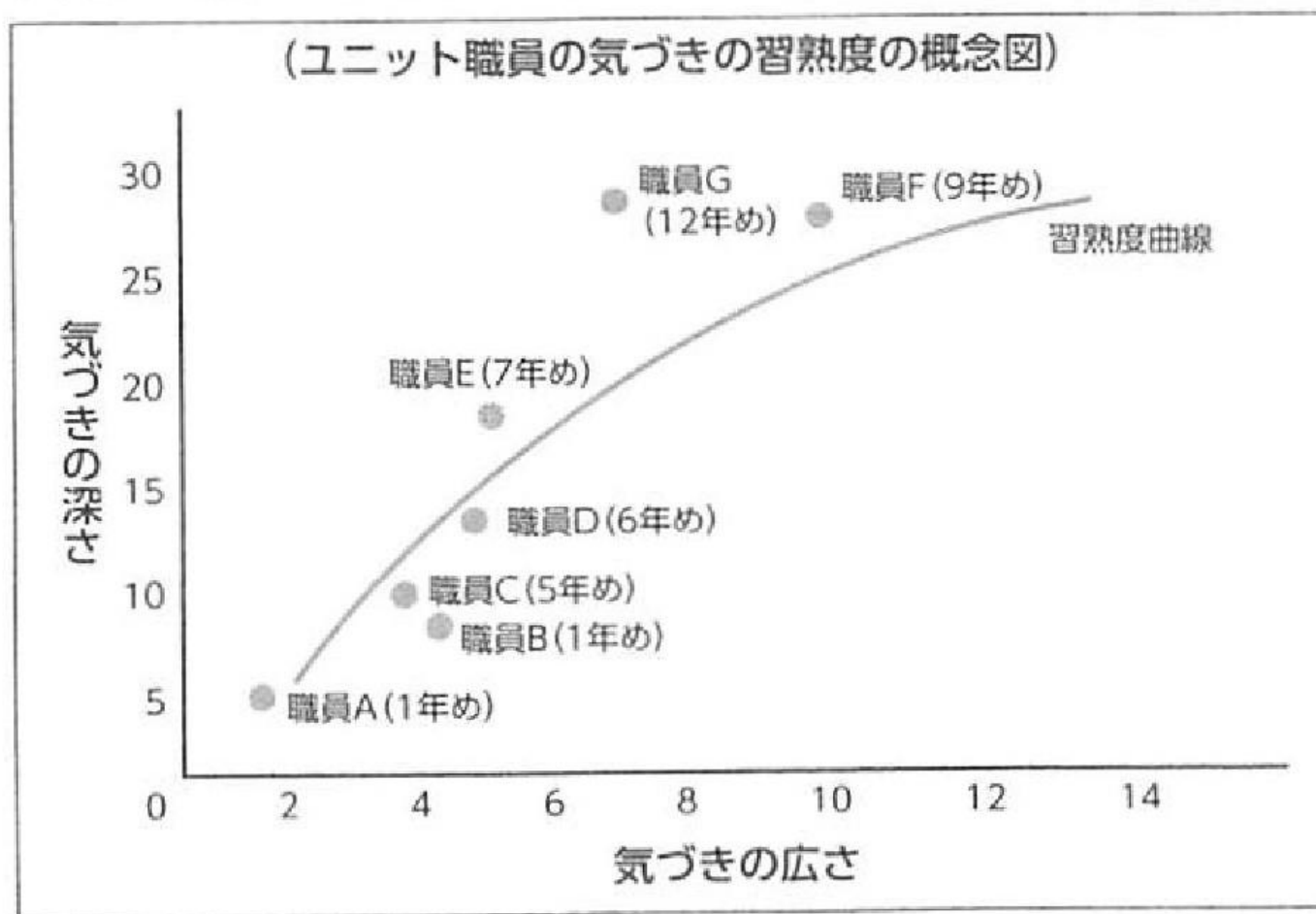
4-2 専門的人材の養成及び確保 (障害児通所支援の質の向上)

ケアの質は、「気づき」に左右されるのではないかという視点から、年5回の連続した研修を実施。

介護の質は、気づきの深さと広さにより計測が可能。「見える化」することで、教育ツールとして成長を促す(月刊福祉 2018 11月号、P30 廣江晃)

支援の質の
「見える化」

図3 気づきの深さと広さ (平成25年)



4 - 3 - 1 行動支援計画の必要性

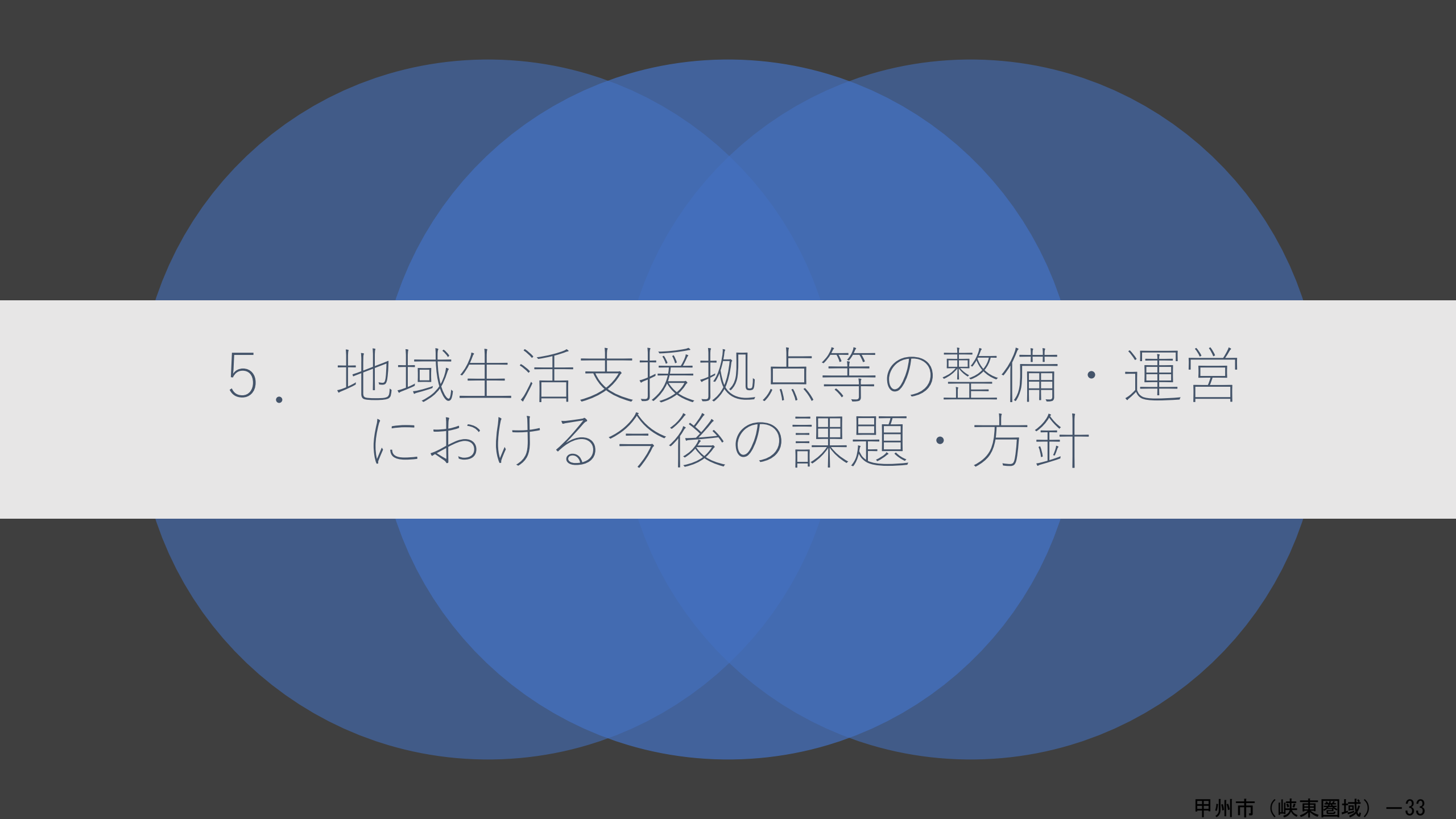
- (1) 障害者の権利擁護と法令遵守（コンプライアンス）
 - 例え、緊急対応であったとしても、本人の意にそぐわない支援は**障害者の権利に関する条約**や、**障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律**により、原則として禁止されているものである。その一方で、緊急対応の対象者は様々な理由で意思疎通が困難であったり、意思決定が難しい場合が想定され、本人の意思への配慮と緊急対応の整合性を図っていく必要がある。
 - 山梨県では、**山梨県障害者幸住条例第30条第2項**において本人の意に反した支援は、相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、と限定的に定義されており、地域生活支援拠点における相談機能も、この相談支援に含まれると解される。
 - 実際に緊急対応を行う場合には、**本人の意思への配慮をどのように行ったか、またその支援の内容の合理的な理由は何か**、ということを経時的に検証する必要もあり、そのためには事態の評価とどのような支援方針を立案したか、ということを正確に記録しておく必要がある。
- (2) 地域生活支援拠点における相談機能
 - **切れ目のない連携体制=関係機関が共通に理解できるアセスメント**
 - 緊急時の対応等を想定した機能

4 - 3 - 2 行動支援計画とは？

- (1) 行動支援計画の目的
 - 目的1：QOL（生活の質）の向上を図る。
 - 目的2：障害に関係する問題となる行動の減少を図る。
- (2) 行動支援計画の原則
 - 原則1：その人をコントロールし、変えようとする試みよりも、その人の生活を改善することを優先しなければならない。
 - 原則2：その人の視点から行動の目的や意味を理解することは、その行動を止めようとするよりも、もっと重要である。
 - 原則3：行動支援計画は、本人を中心とした計画であって、積極的な支援と健康に関する計画を含む多彩な要素や部分から構成されなければならない。
- (3) 行動支援計画の作成
 - 緊急対応だから、支援を進めながら、評価（アセスメント）を完成していく。「静的」から「動的」な計画へ。
 - 行動支援計画=サービス等利用計画+行動援護計画書+意思決定支援計画
 - 支援者の直感や様々な意見よりも、行動の記録を使用し、客観的に評価する。

4 - 3 - 3 行動支援計画の適用範囲（調整中）

- (1) 基幹相談支援センター・委託相談
 - 緊急対応その他で他機関へのつなぎを行う際に使用されることを想定
 - 計画相談が入る“前”、支給決定“前”の相談
- (2) サービス等利用計画及び個別支援計画との関係
 - 行動支援計画は、障害福祉サービスの支給決定に直接関係するものではない。
 - 基幹相談支援センター等から、地域生活支援拠点の「相談」機能等へのつなぎを行う際に、その事業所がサービス等利用計画や個別支援計画を作成する際の参考として使用することを想定
 - 措置や地域生活支援事業のみを利用する場合の、支援の根拠となる計画
 - 関係機関につないだ後のフォローアップや支援状況の確認に利用
- (3) 計画のゴール
 - ①本人の技術や能力が向上する。
 - ②行動の困難さや強さ、間隔、持続が軽減される。
 - ③行動制限の使用が減少する。 など



5. 地域生活支援拠点等の整備・運営 における今後の課題・方針

5 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

- (1) 「親なき後」とは「次の世代」へ支援をつなぐこと
 - 「親なき後」に備えるためには、10年・20年の長さでの検討が必要。
 - 将来に渡り、持続可能な拠点を整備する必要がある。
 - 峡東圏域に「障害福祉」の文化が根付くように。
- (2) 社会資源の「開発」から「育成」と「保全」へ
 - 社会資源は使えば疲弊する。資源は大切に使う
 - 今出来ていることを次の世代にしっかりつなぐ
 - 行政は骨格・枠組みをしっかりと作り、肉付けは民間が行う・・・官民連携し協働で。
- (3) 「見える化」と「高度化」で困難を減らす
 - 効率化、省力化、コスト削減を目的・目標としたICTの活用に向けて、支援の「見える化」、困難の「見える化」を図る。
 - 従事する職員の技術が「高度化」すれば、困難と感じるケースは減少する。
 - 特別な事業費はかけていないが、今後、検討する必要も。

※ Positive practice framework (A guide for behavior support practitioners)

©Victoria state Government Department Health and Human Services 2018